

敷鉄板をドラグ・ショベル でつり上げ、トラックに積 み込む作業中、吊り具のフ ックから外れて落下した敷 鉄板の下敷きとなった



発生状況

この災害は、ダム建設工事用道路工事現場において、ドラグ・ショベルのバケットに取り付けたフックにつり具を掛けて敷鉄板をつり上げ、トラックの荷台に積み込む作業中、作業者がつり具のフックから外れて落下した敷鉄板の下敷きとなったものである。

災害発生当日、作業員Aは、午後4時頃にトラックを運転して現場に到着し、敷鉄板を積み込む作業を始めた。トラックへ積み込む敷鉄板は、縦612cm、幅153cm、厚さ1.9cm、質量約1.6tであった。

敷鉄板のトラックへの積み込みは、トラックの運転者で玉掛け者でもあるAが、つり具の一端をドラグ・ショベルのショベルに取り付けられたフックに掛け、つり具の他端に取り付けられているフックを敷鉄板の中央部に開けられた穴に掛け、Aの合図を受けて作業員Bがドラグ・ショベルを操作してつり上げて行うものである。2枚の敷鉄板の積み込みを終え、3枚目の敷鉄板をトラックの荷台に載せたとき、つり具のフックから敷鉄板から外れ、トラックの荷台上で玉外しを行っていたAが敷鉄板とともにトラックの荷台から地上に転落して右半身が鉄板の下敷きとなり、外傷性ショックで死亡した。

原因

この災害は、ドラグ・ショベルで敷鉄板をトラックに積み込む作業中、敷鉄板がつり具のフックから外れて作業員が鉄板とともにトラックの荷台から地上に転落し、敷鉄板の下敷きとなったものであるが、その原因としては、次のようなことが考えられる。

1 ドラグ・ショベルを安易に主たる用途以外の荷の運搬作業に使用したこと

この現場では、移動式クレーン等を使用して安全につり上げ作業を行うことが可能であったが、事前に十分な検討を行わないまま、ドラグ・ショベルを使用した。

2 つり具のフックに外れ止めがなく、運転操作に慎重さを欠き、荷下ろしの際に敷鉄板にショックを与えたため、フックから敷鉄板が外れたこと。

3 つり荷の落下するおそれのある危険な箇所に立ち入ったこと

作業員の玉外し位置が不適切であった。

4 安全管理体制が未整備で、安全管理が不十分であったこと

車両系建設機械を使用して行う作業の危険性に対する認識がなく、作業計画や安全作業手順が定められていなかった。

この災害は、ドラグ・ショベルで敷鉄板をトラックに積み込む作業中、作業者がつり具のフックから外れた敷鉄板の下敷きとなったものであるが、同種の災害を防止するためには、次のような対策の徹底が必要である。

1 車両系建設機械を主たる用途以外には使用しないこと

なお、敷鉄板の移動は移動式クレーンを使用すること

2 つり具のフックは、外れ止め付きのものを用いるか、敷鉄板のフック穴の形状を変える等フックからの荷の外れ止め対策を講じること

3 玉掛けおよび玉外し作業の安全な作業方法を定めて、関係者に周知徹底すること

つり荷の種類に応じた危険性を検討し、つり具の選定、使用の方法等を定めるとともに、作業者に対して、荷役作業の危険性およびその防止対策について安全教育を実施する。

4 安全管理を徹底すること

事前に具体的な作業計画と安全作業手順を定め、適切な機械設備を準備し、安全作業の周知徹底を図る。

業種		道路建設工事業
事業場規模		1～4人
機械設備・有害物質の種類(起因物)		掘削用機械
災害の種類(事故の型)		飛来、落下
建設業のみ	工事の種類	道路建設工事
	災害の種類	クレーン等で運搬中のものが飛来・落下
被害者数		死亡者数：1人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)		不適當な機械、装置の使用
発生要因(人)		省略行為
発生要因(管理)		機械、装置、工具、用具等の選択を誤まる

NO.100315